

から控除した額を手当の算定基礎とする。共益費分が家賃額から分割不可能である場合は、当該家賃額の 100 分の 90 に相当する額をもって手当の算定基礎とする。

※賃貸借契約書等において「家賃の額」が明確でない場合は、共益費等が家賃等に含まれているか、含まれている場合はその内容及び分離可能ときはその額等、「家賃の額」を確定し、又は「家賃の額に相当する額」を算定するために必要な事項について、貸主に口頭又は書面により確認すること。この場合において口頭により確認したときは、確認日、確認した職員及び相手方の氏名並びに確認した内容等を記録し、認定簿とともに保存すること。記録様式は任意のもので可とし、住居届の備考欄等に確認内容等を記載することでも可とする。また、書面により確認する場合の様式は任意のもので可とし、確認後に認定簿とともに保存すること。確認の相手方は貸主とするが、やむを得ず仲介不動産業者等貸主以外の者に確認する場合には、共益費等の取扱いについて貸主の意思と相違がないことを併せて確認する。

※『「家賃の額」が明確でない場合』とは、賃貸借契約書等で共益費等が明示されていない場合等をいい、共益費について例示すると次のとおりである。

i 賃貸借契約書に共益費欄等に次のような記載がある場合等

α「0」、「なし」、「無料」、「貸主負担」→ 明示されており、確認は不要

β「-」、「/」、「(空白)」→ 明示されておらず、確認を要する

ii 賃貸借契約書に共益費の記載そのものがない場合→ 明示されておらず、確認を要する

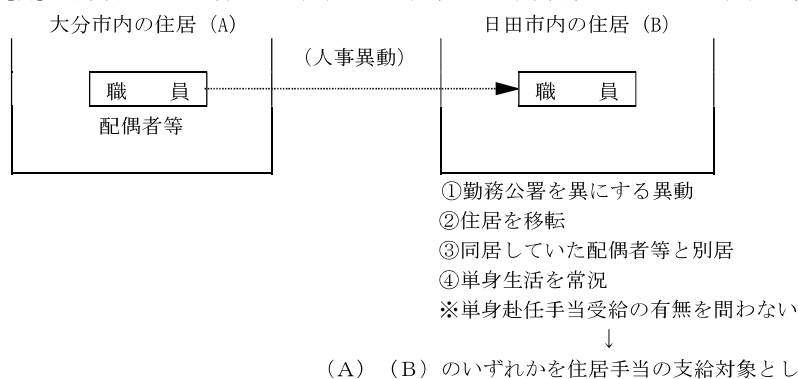
・家賃を年額で契約している場合は、年額を 12 で除して得た額を家賃の月額とする。

〈単身赴任者の住居手当の取扱い〉

(1) 手当支給対象となる住居の選択

① 勤務公署を異にする異動又は公署の移転に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員のうち、単身で生活することを常況としている職員にあっては、「当該職員の居住する住居」又は「配偶者等の居住する住居」のうちいずれか届出のあった住居（職員の給与に関する条例第 13 条の 5 第 1 項各号のうちいずれかに該当するものに限る。ただし「配偶者等の居住する住居」については、職員の居住要件を除くものとする。）を住居手当の支給対象とすることができる（単身赴任手当の支給の有無を問わない。）。

[例] 人事異動により大分市内の住居に配偶者等を残し、異動先の日田市内に転居し単身赴任となった場合

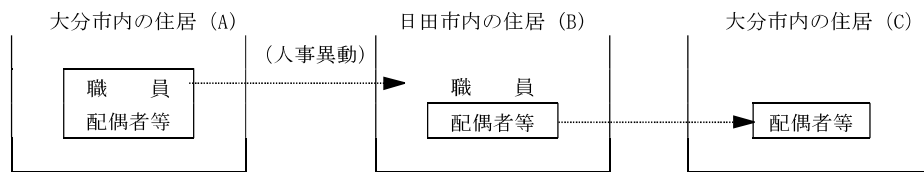


(A) (B) のいずれかを住居手当の支給対象として選択できる。

② 勤務公署を異にする異動又は公署の移転に伴い、住居を移転した後、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員にあっては、「当該職員の居住する住居」又は「配偶者等の居住する住居」のうちいずれか届出のあった住居（職員の給与に関する条例第 13 条の 5 第 1 項各号のうちいずれかに該当するものに限る。ただし、「配偶者等の居住する住居」においては、職員の居住要件を除くものとする。）を住居手当の支給

対象とすることができる（単身赴任手当の支給の有無を問わない。）。

[例] 人事異動により配偶者等を伴い異動先の日田市内に転居したが、その後、配偶者等が大分市内に転居したため、単身赴任することとなった場合



- ①勤務公署を異にする異動
- ②住居を移転後
- ③同居していた配偶者等と別居
- ④単身生活を常況
- ※単身赴任手当受給の有無を問わない

↓
(B) (C) のいずれかを住居手当の支給対象として選択できる。

(2) 配偶者等の居住する住宅に係る加算額

次の要件をすべて満たしている職員は、配偶者（配偶者のいない場合は、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）の住宅（配偶者等の生活の本拠に限る。）を住居手当の支給対象とした場合に支給されることとなる手当額の 2 分の 1 の額を支給（加算）する。

根拠：給与条例第 13 条の 5 第 1 項第 2 号

- a 単身赴任手当を受給していること。
- b 単身赴任先の住居（職員が居住しているもの）を住居手当の支給対象として届け出ていること。
- c 配偶者等の居住している住宅が借家又は借間（職員住宅（教職員住宅含む。）、住居規則第 2 条第 1 項に定める職員宿舍及び同項第 2 号に定める住宅を除く。）であること。
- d 配偶者等の居住している住宅を職員が借り受け、かつ、月額 12,000 円を超える家賃を支払っていること。

（注 1）支給額（加算額）については、次の「2 支給額」により得られる額の 2 分の 1 の額とする。

なお、2 分の 1 にすることにより 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

根拠：給与条例第 13 条の 5 第 2 項第 2 号

（注 2）満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の居住する住宅を配偶者等の住宅とする場合は、当該住宅が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められるとき（例えば学生寮など）は認定できないので注意すること。

2 支給額

次の区分により支給額を決定する。

なお、支給額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

根拠：給与条例第 13 条の 5 第 2 項第 1 号

- (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員……家賃の月額から 12,000 円を控除した額
- (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員……家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円（加算限度額））を 11,000 円に加算した額